



国際社会福祉協議会

定款

ICSW

**C/- MOVISIE Netherlands Centre for Social Development,
P.O.Box 19129
3501DC Utrecht
The Netherlands**

2007年12月29日 CoRep 採択、2010年6月14日修正



ICSW 定款

1. 定款

1.1 国際社会福祉協議会（以下「協議会」と称する）は、多種多様な各国ならびに国際会員団体により構成される国際的、非政府、非政治、非派閥、非営利組織であり、社会福祉、社会正義、ソーシャルワークおよび社会開発の推進を目的とするものである。

2. 目的

2.1 「協議会」の目的は以下の通りである。

2.1(a) とりわけ恵まれない人々の間における貧困、困難および脆弱性の軽減を目的とする社会的・経済的發展を促進する。

2.1(b) 雇用、所得、食物、住居、教育、保健医療および安全保障に対する基本的な権利の提供および実現に努める。

2.1(c) 機会均等、表現の自由、対人社会福祉サービスへの連携、参加、アクセスの自由を推進し、差別に反対する。

2.1(d) 社会的目標と経済的目標の間の適切な均衡を保ち、かつ文化的多様性を尊重する政策およびプログラムを推進する。

2.1(e) これらの目的を達成するため、世界中で市民社会を強化する。

2.1(f) 会員団体のネットワークと協力して、政府、国際組織および民間組織によるこれらの目標の遂行を探求する。

3. 主要機関

3.1 「協議会」の主要機関は次の通りである。

3.1(a) 総会

3.1(b) 監督・顧問評議会（The Supervisory and Advisory Board）。以下「評議会」と称す。

3.1(c) 運営委員会

3.1(d) 地域総会

3.1(e) 地域執行委員会 (ExCo)

4. 会員

4.1 「協議会」の会員は以下のカテゴリーに入るものとする。

4.1(a) 各国会員団体 (カテゴリーA)

4.1(b) 国際会員団体 (カテゴリーB)

4.1(c) その他会員団体 (カテゴリーC)

4.1(d) 準会員団体 (カテゴリーD)

4.2 申請に関しては、定款、細則および評議会によって定められたガイドラインにおける必要条件を満たした会員団体を、運営委員会が入会させる。

5. 各国会員団体

5.1 各国会員団体は、その国の社会正義、社会福祉、ソーシャルワーク及び社会開発の増進を目的とする幅広いメンバー組織を、その傘下に有するものとする。

5.2 運営委員会が別途決定する以外は、各国会員団体は一国一組織とする。

5.3 各国会員団体は、特に「協議会」加盟のために、新たに設立されたものでもよい。

5.4 各国会員団体のない国については、運営委員会は、その国の各国会員団体が認定されるまで、一つの組織を以って各国会員団体と同等の権利および義務を有する会員団体として認めることができる。

5.5 各国委員会は、それぞれ2名の総会代議員を指名する権利を持ち、また総会において2つの投票権を行使する権利を有する。

6. 国際会員団体

6.1 国際組織は、もしそれが社会正義、社会福祉、ソーシャルワーク及び社会開発の増進を目的とする非政府組織であるならば、「協議会」の会員となる資格がある。

6.2 国際会員団体は、国連諸機関および他の政府間機構との関係において、完全なる自主性と権利とを保有するものである。

- 6.3 国際会員団体は、各 1 名の総会代議員を指名する権利を持ち、また総会において一つの投票権を行使する権利を有する。

7. その他会員団体ならびに準会員団体

- 7.1 第 5 条ならびに第 6 条により「協議会」に参加できなかった組織は、社会正義、社会福祉、ソーシャルワーク及び社会開発の増進を目的とする組織であれば、「協議会」の会員となる資格に該当する。

- 7.2 その他会員団体ならびに準会員団体は、世界総会および地域総会に対し、各々 1 名の代議員を指名する権利を有するが、それらの代議員は世界レベルでの議決権を有しない。

8. 地域構成

- 8.1 「協議会」は、細則下で設置された地域構成を有する。地域総会およびその他の地域機関については、世界細則および地域細則下において設置されるものとする。国際会員団体を除く各会員は、評議会により会費還元を目的で各地域へと振り分けられ、また各会員は、少なくとも世界レベルと同様の権利を地域レベルでも有する。しかしながら、合意によって、どの会員団体も他の地域の会員団体と協力し、また協働することができ、また他地域の会議や活動、また ICSW の機構に参加することができる。

9. 総会

- 9.1 総会は「協議会」の最高運営機関であり、そして、

- 9.1(a) 第 5 条、6 条および 7 条により指名された代議員、会長、副会長、財務担当および前会長によって構成される。

- 9.1(b) 4 ヶ年の世界プログラムおよび 2 ヶ年の予算枠組みを採択する。

- 9.1(c) 会長、副会長、財務担当および運営委員会の他のメンバー 2 名を選出する。

- 9.1(d) 少なくとも 2 暦年毎に会合を開く。

- 9.2 総会において、会長、財務担当および運営委員会の他の 2 名を選出する。その任期は約 4 年とし、彼らが選出された総会の終了時から始まり、彼らが選出された総会から数えて 2 度目の総会の終了時に終わるものとする。前会長は、現会長と同一期間、総会のメンバーであるとする。

10. 監督・顧問評議会

- 10.1 監督・顧問評議会は、

- 10.1(a) 地域会長、会長（投票権なし）、副会長（投票権なし）および財務担当（投票権なし）から成る。
- 10.1(b) 細則を作成し、修正する。
- 10.1(c) 地域を設置し、再編する。
- 10.1(d) 運営委員会を見守り、監督する。また、
- 10.1(e) 少なくとも毎暦年に一度、会合を開く。

11. 運営委員会

11.1 運営委員会は、

- 11.1(a) 会長、財務担当および総会にて選出された他の 2 名のメンバーから成る。
- 11.1(b) 定款によって、特に総会もしくは評議会の範疇に置かれたもの以外の全ての事柄について責任を負う。

12. 決定

12.1 総会

第 13 条に規定されたものを除き、以下の条件下において、唯一総会の決定のみが有効である。

- 12.1(a) 主要機関もしくは委員会において、会員団体の少なくとも 50% が、本人あるいは代理人を以って出席している。
- 12.1(b) 会合もしくは郵便投票において、投票資格のある会員団体の少なくとも 50% が投票している。そして、
- 12.1(c) 投票の少なくとも 50% が決議案を支持している。

12.2 その他の機関

以下の条件下において、唯一評議会もしくは委員会の決定のみが有効である。

- 12.1(a) 評議会もしくは委員会において、メンバーの少なくとも 50% が、本人あるいは代理人を以って出席している。
- 12.1(b) 会合もしくは郵便投票において、投票資格のあるメンバーの少なくとも 50% が投票している。そして、
- 12.1(c) 投票の 50% 以上が決議案を支持している。

13. 定款の改正

- 13.1 定款は、以下の条件が満たされた場合にのみ、総会の投票で改正することができる。
- 13.1(a) 投票が行なわれる少なくとも 90 日前までに、**会員団体**に対して改正提案通知が提出される。また、
- 13.1(b) 総会もしくは郵便投票において、投票資格のある会員団体の少なくとも 50% が投票し、そして
- 13.1(c) 投票の少なくとも 67% が改正を支持している。

14. 「協議会」の解散

- 14.1 「協議会」の解散は、会員団体の手によってのみ可能であり、定款の改正に要求されるのと同様の手順および票決を通して行なわれるものとする。解散の場合、「協議会」の資産は「協議会」と同様の事業内容と目的を有する一団体に限って移譲することができる。

15. 連絡および会合

- 15.1 会員団体との連絡、また委員会の間での連絡については、電子媒体でもよいし、あるいは書面などその他のいかなる手段でもよいものとする。各機関における会合は、直接顔を合わせるものでも、電子媒体によるものでもよしとする。上記既出の郵便投票には、電子媒体による方法も含まれるものとする。

16. 細則

- 16.1 評議会は、細則を作成し、また修正することができる。定款と細則の間に矛盾が生じる場合には、定款の規定が優先するものとする。

(2007年12月29日採択)